

栃木県立鹿沼南高等学校部活動に係る活動方針

学校の部活動は、スポーツ・芸術及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化振興を大きく支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいです。

そこで、県のガイドライン等を受けて、本校の部活動方針を策定します。

【本校部活動方針】

- 生徒がスポーツ・芸術及び科学等をに親しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなライフスタイルを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにします。
- 生徒の自主性、自発的な参加により行い、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に活動します。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築します。
- 部活動の実施に際しては生徒の安全を十分に確保します。

【具体的運営内容】

1 体制整備

- 毎年度、「部活動方針」を策定します。その際、学校評議員等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努めます。また、活動方針及び各部の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）等を学校のホームページへの掲載等により公表します。

2 安全管理の徹底

- 生徒の安全を第一に、部顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じます。
- 生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備します。また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、授業等で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できるように指導します。
- 部顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則としますが、やむを得ず立ち会えない場合には、他の教員と連携、協力したり、あらかじめ部顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させます。このためにも、運動部顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解できるような指導を心掛けます。
- 天候の急変などに備え、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、計画の変

更・中止等の適切な措置を講じます。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施します。特に高温・多湿時においては、関係機関等の情報等を参考に、活動の実施を判断します。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。
- 生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行います。また、専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

4 適切な休養日等の設定

《休養日》

- 原則として、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替えます。）
ただし、高等学校は、中学校に比べて多様な教育が行われていること、また、高校生は自ら選択した高等学校入学し、中学生より心身が発達していることを踏まえ、地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で部活動が実施されていることを鑑み、休養日を週当たり1日とすることもありますが、その際も、できるだけ週末のいずれか1日を休養日とします。
- 長期休業中は、学期中に準じます。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、地域・学校の状況や競技種目等の特性等に応じて、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。
- 大会参加等で基準どおりに休養日が確保できず、休養日を他の日に振り返る場合には、生徒の身体的な疲労などに留意し、適度に長期間連続して活動することがないようにします。

《活動時間》

- 原則として、1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、学校生活や授業に支障のない範囲で実施します。
ただし、高等学校は、中学校に比べて多様な教育が行われていること、また、高校生は自ら選択した高等学校に入学し、中学生より心身が発達していることを踏まえ、地域・学校、競技種目等に応じた多様な形で部活動が実施されていることを鑑み、一日の活動時間については、原則として示された時間よりも長くなることもありますが、その際も、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。
- 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意します。